

## 議案第50号

### 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第7（第13条関係）

## 1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	<p>1 略</p> <p>2 主として自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、医師及び<u>看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u>を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、<u>看護職員</u>を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>4・5 略</p>
	略
2	略

別表第8（第14条関係）

## 1 福祉型児童発達支援センター

別表第7（第13条関係）

## 1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	<p>1 略</p> <p>2 主として自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、医師及び<u>看護師</u>を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、<u>看護師</u>を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>4・5 略</p>
	略
2	略

別表第8（第14条関係）

## 1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 主として重症心身障害児が通う施設には、第1号に掲げる職員のほか、<u>看護職員</u>を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>4・5 略</p>
	略
2 略	
項目	基準
職員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 主として重症心身障害児が通う施設には、第1号に掲げる職員のほか、<u>看護師</u>を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>4・5 略</p>
	略
2 略	

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。